

# 防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱

令和7年8月28日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域資源を活用した新商品開発等に取り組む企業等に対して支援を行うことにより、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進することを目的として、当該取組に必要な経費の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、一般財団法人地域総合整備財団が定める、ふるさとものづくり支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき補助対象として採択を受けた者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に主たる事業所を有する者

(2) 市税を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者

(2) 宗教活動又は政治活動を目的としている者

(3) その他市長が補助金の交付対象として不相当と判断した者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第3条に規定する事業で、補助対象として採択を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、実施要綱第4条に定める別表第1及び別表第2に掲げる経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、実施要綱第10条の規定に基づき通知された交付決定額

とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付の決定に条件を付することができる。

(変更等の申請と承認)

第8条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業について、内容変更、遅延、中止等の状況になる場合は、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金(変更・中止・廃止)申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(第4-1号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する場合において、その内容が不相当と認めるときは、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金(変更・中止・廃止)不承認通知書(第4-2号様式)により申請者に通知するものとする。

(中間報告)

第9条 補助対象者は、防府市ふるさとものづくり支援事業中間報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長が指定する日までに報告しなければならない。

(事業完了報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金完了報告書(第6号様式)に必要な書類を添えて、市

長が指定する日までに報告しなければならない。

(確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、確定通知に条件を付することができる。

(補助金の交付)

第12条 前条に規定する通知を受けた者は、速やかに請求書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、交付決定を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象事業を中止した場合等、事情の変更により特別の必要が生じたとき。

(2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 第11条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) 補助対象期間内に事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(6) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所  
名 称  
代表者役職・氏名

防府市ふるさとのづくり支援事業補助金交付申請書

防府市ふるさとのづくり支援事業補助金の交付を受けたいので、防府市ふるさとのづくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- ・実施要綱第9条に規定する申請の際に添付した、当該事業に係る補助対象事業概要書の写し及び補助対象事業計画書の写し
- ・定款又はこれに代わる書面
- ・直近3年分の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費明細・製造原価報告書・株主資本等変動計算書）  
※会社設立後3年未満の場合は、設立後以降のもの
- ・自社の沿革が記載されたパンフレット等
- ・誓約書（別紙1）
- ・市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

(別紙1)

## 誓約書

年 月 日

<p>必ず内容を確認し<u>署名</u>または<u>記名・押印</u>をお願いします。 ※<u>社名及び代表者名</u></p>	<p>社名 代表者名 印</p> <p>※<u>氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</u></p>
<p>以下の内容を了承します。</p> <p>① 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。</p> <p>② 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。</p> <p>③ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。</p> <p>④ 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。</p> <p>⑤ 私は、本補助金の交付決定通知に付された条件に違反したときは、交付を受けた補助金を返還します。</p>	

第2号様式（第7条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 要件

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市ふるさとのづくり支援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた補助事業を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので、防府市ふるさとのづくり支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金の額の変更

- |            |   |
|------------|---|
| （1）既存交付決定額 | 円 |
| （2）変更交付申請額 | 円 |
| （3）差 額     | 円 |

2 変更・中止・廃止の理由

3 添付書類

- ・実施要綱第11条に規定する変更申請の際に添付した、当該事業に係る補助対象事業変更計画書の写し

第4-1号様式（第8条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市ふるさとのづくり支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市ふるさとのづくり支援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書については、下記のとおり承認したので、防府市ふるさとのづくり支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）

2 変更後交付決定額 円



第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市ふるさとのづくり支援事業補助金中間報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業について、防府市ふるさとのづくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 円

3 関係書類

- ・実施要綱第12条に規定する当該事業に係る中間報告書の写し

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市ふるさとものづくり支援事業補助金完了報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助額

2 関係書類

- ・実施要綱第13条に規定する完了報告の際に添付した、当該事業に係る補助対象事業概要書の写し及び補助対象事業報告書の写し
- ・成果品の写真
- ・補助対象事業に係る請求書及び領収書



第 8 号様式（第 1 2 条関係）

防府市ふるさとものづくり支援事業補助金請求書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳 防府市ふるさとものづくり支援事業補助金

防府市ふるさとものづくり支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、  
上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振 込 先 金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
	支所・支店・出張所							
口座番号 種 別								1 : 普 通 2 : 当 座
フリガナ								
口座名義								